

令和8年度 近畿総合体育大会 ソフトテニス競技 の地域クラブ活動参加資格の特例についての細則
(近畿総体)

近畿中学校体育連盟ソフトテニス専門部

- 1 府県中体連主催大会に参加を認める条件として、団体・生徒は次の条件を満たすものとする。
 - (1) 全国中学校体育大会開催基準および、近畿中学校総合体育大会開催基準の参加資格の特例を満たすこと。
 - (2) 府県中体連および、競技団体である各府県ソフトテニス連盟に登録していること。
- 2 地域クラブ活動は、各府県総体に、各府県中体連および専門部が認めた形式（予選とする大会・チーム数やペア数など）で参加するものとする。
- 3 生徒の、地域クラブ活動・中学校部活動での二重登録は認めない。
- 4 生徒は年度途中で中学校部活動や地域クラブ活動の間で移籍した場合、原則その年度内は「中体連主催の大会」や「次年度の総体予選となる大会へのシード権を得られる大会」への出場はできない。
※各府県の細則で認められているケースについては、その限りではない。（専門委員長会で協議を行う。）
- 5 監督・コーチは原則年度内は、複数の地域クラブ活動や中学校部活動で近畿総体やその予選となる府県内の大会に参加することはできない。
- 6 地域クラブ活動は、中体連主催の大会においては、その大会要項・運営については中体連に一任するものとする。
- 7 地域クラブ活動には、必ず（公財）日本スポーツ協会公認の「コーチⅠ」以上の資格を有する者が在籍しており、大会においてベンチ入りする者はその資格保有者であること。ただし、自治体主導で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動では、「スタートコーチ（競技別）」以上の資格とし、ベンチ入りする者の資格も同様とする。（チームが都道府県中体連に認定された初年度のみ取得中を認める。）なお、教員が兼職兼業で指導者となる場合はスタートコーチの資格を必要としない。
- 8 本細則に加えて、各府県で細則を付け加えることができる。